

新潟県選挙管理委員会規程第13号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
阿賀野市	(略) <u>介護老人保健施設 五頭の里</u>	(略) 阿賀野市岡山市 13-23	阿賀野市	(略) <u>水原郷病院介護老 人保健施設 五頭 の里</u>	(略) 阿賀野市岡山市 13-23
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。